瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当受給者リスト
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課子育て支援係
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当受給者の受給状況の確認及び管理に利用する。
記録項目	氏名、生年月日等、住所、家族状況、親族・続柄、婚姻
記録範囲	児童扶養手当の申請書を提出した者
記録情報の収集方法	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)を根拠とする本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当台帳
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課子育て支援係
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当受給者の受給状況の確認及び管理に利用する。
記録項目	氏名、生年月日等、住所、電話番号、所得・収入、口座番号等、家族状況、親族・続柄、婚姻
記録範囲	児童扶養手当の申請書を提出した者
記録情報の収集方法	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)を根拠とする本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	児童育成手当(育成手当)現況届ファイル
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課子育て支援係
個人情報ファイルの利用目的	児童育成手当(育成手当)受給者の受給資格の確認及び年度更新に利用する。
記録項目	氏名、生年月日等、住所、電話番号、学業・学歴、職業・職歴、所得・収入、家族状況、親族・続柄、婚姻
記録範囲	児童育成手当の現況届を提出した者
記録情報の収集方法	瑞穂町児童育成手当条例(昭和46年条例第23号)を根拠とする本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当現況届ファイル
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課子育て支援係
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当受給者の受給資格の確認及び年度更新に利用する。
記録項目	氏名、生年月日等、住所、電話番号、年金受給状況、学業・学歴、職業・職歴、所得・収入、口座番号等、家族状況、親族・続柄、婚姻、居住状況
記録範囲	児童扶養手当の現況届を提出した者
記録情報の収集方法	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)を根拠とする本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費助成制度現況届ファイル
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課子育て支援係
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等医療費助成制度対象者の受給資格の確認及び年度更新に利用する。
記録項目	氏名、生年月日等、住所、電話番号、保険証、学業・学歴、職業・職歴、所得・収入、口座番号等、家族状況、親族・続柄、婚姻、居住状況
記録範囲	ひとり親家庭等医療費助成制度の現況届を提出した者
記録情報の収集方法	瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第29号)を根拠とする本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	児童育成手当システム
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課子育て支援係
個人情報ファイルの利用目的	児童育成手当受給者の資格管理に利用する。
記録項目	氏名、生年月日、住所、電話番号、所得・収入、口座番号等、家族状況、親族・続柄、婚姻
記録範囲	児童育成手当の申請書を提出した者
記録情報の収集方法	瑞穂町児童育成手当条例(昭和46年条例第23号)を根拠とする本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療システム
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課子育て支援係
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等医療費助成制度対象者の資格管理及び医療証の発行に利用する。
記録項目	氏名、生年月日等、住所、電話番号、保険証、所得・収入、家族状況、親族・続柄、婚姻、居住状況
記録範囲	ひとり親家庭等医療費助成制度の申請書を提出した者
記録情報の収集方法	瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第29号)を根拠とする本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	学童保育クラブ入所管理システム
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課保育・幼稚園係
個人情報ファイルの利用目的	学童保育クラブ入退所事務における世帯情報管理のために利用する。
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、家族状況、親族・続柄、職業、口座番号、在籍学童保育クラブ、在籍小学校、育成料 等
記録範囲	「保育園等入園申込書兼児童台帳」を提出した者
記録情報の収集方法	瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例施行規則(平成26年規則第18号)を根拠とする(本人の)届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	特定非営利活動活動法人わかば
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	施設等利用給付システム
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課保育・幼稚園係
個人情報ファイルの利用目的	子育てのための施設等利用給付認定事務における世帯情報管理のために利用する。
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、電話番号、家族状況、親族・続柄、職業、課税情報、在籍施設、補助金交付額 等
記録範囲	「保育園等入園申込書兼児童台帳」を提出した者
記録情報の収集方法	瑞穂町子育てのための施設等利用給付等に関する規則(令和元年規則第8号)を根拠とする(本人の)届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	保育園、幼稚園
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	来館者登録(データ)名簿
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課児童館係
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症に感染した児童が来館していたことが判明した場合に、他の来館者に連絡や感染状況の把握をするために利用する。
記録項目	幼児　　氏名・性別・年齢 児童　　氏名・学校名・学年 小学生以上　氏名・性別・学校名・学年 町外　　氏名・性別・学校名・学年
記録範囲	来館者
記録情報の収集方法	登録カードに記入
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	来館者登録(紙)名簿
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課児童館係
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症に感染した児童が来館していたことが判明した場合に、他の来館者に連絡や感染状況の把握をするために利用する。
記録項目	幼児　　氏名・性別・生年月日・電話番号・引率保護者名・地区名 児童　　氏名・性別・学校名・学年 小学生以上　氏名・性別・学校名・学年・電話番号 町外利用者　氏名・性別・学校名・学年・電話番号
記録範囲	来館者
記録情報の収集方法	登録カードに記入
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和5年4月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	ファミリー・サポート・センター管理システム
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課子ども家庭支援センター係
個人情報ファイルの利用目的	ファミリー・サポート・センター事業に関する事務に利用する。
記録項目	氏名、性別、生年月日等、所属(学校等)、住所、電話番号、活動報告
記録範囲	ファミリー・サポート・センター入会申込者本人・児童
記録情報の収集方法	ファミリー・サポート・センター入会申込者
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。

瑞穂町　個人情報ファイル簿

作成日：令和6年7月1日
変更(直近)：　年　月　日

個人情報ファイルの名称	乳幼児医療システム(高校生等医療費助成制度)
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部子育て応援課子ども家庭支援センター係
個人情報ファイルの利用目的	高校生等医療費助成制度対象者の資格管理及び医療証の発行に利用する。
記録項目	氏名、生年月日等、住所、電話番号、保険証、所得・収入、家族状況、親族・続柄
記録範囲	高校生等医療費助成制度の申請書を提出した者
記録情報の収集方法	瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例(令和4年条例第15号)を根拠とする本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	無
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。